

# 第 11 章 福利厚生

## [教職員の健康管理・福利厚生事業]

### 第 1 節 概要

(1) 教職員の健康管理については、教職員の安全確保と健康の保持増進のため、労働安全衛生法や学校保健安全法等に基づき各種事業を実施した。また、新型コロナウイルス感染症対策として県立学校等に教職員用マスク等保健衛生用品の配付を行った。

(2) 保健・厚生事業については、特定健康診査等を実施するとともに、教職員人間ドック等をはじめとする健診事業を県、市町村、公立学校共済組合、一般財団法人福島県教職員互助会等が連携を図りながら実施した。教職員の健康管理を重点目標とし、生活習慣病の早期発見・早期治療等健康づくりを支援するための人間ドックや大腸がん検診等の健診事業のほか、保養所等利用助成事業等を実施した。

また、ふくしま教職員こころのケア事業等をはじめとする各種相談事業やストレスチェック事業を実施し、メンタルヘルス対策の充実を図った。なお、教職員の心身の健康づくりを支援するため例年実施していた各種セミナー事業は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド配信を導入するなど、工夫して開催した。

主な事業と実績は、以下のとおりである。

### 第 2 節 事業実績

#### 1 教職員の健康管理

教職員の健康管理を適正に行うため、各種健康診断、ストレスチェック事業等を実施した。

##### (1) 雇入時健康診断結果

教育庁及び県立学校等の新規採用教職員

##### ア 健康診断実施状況

受診者	異常なし		要注意者		要精密検査者		治療中	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
113 人	27 人	23.9%	40 人	35.4%	36 人	31.9%	10 人	8.8%

イ 検査項目ごとの状況 (人)

検査項目	聴力	血圧	血液	脂質	肝機能	血糖	尿	心電図	胸部
受診者	112	113	113	113	113	110	113	113	113
異常なし	110	92	88	70	92	91	104	98	112
要注意者	0	14	18	22	11	18	0	14	1
要精密検査者	2	5	5	14	10	1	9	1	0
治療中	0	2	2	7	0	0	0	0	0
要精密検査率	1.8%	4.4%	4.4%	12.4%	8.8%	0.9%	8.0%	0.9%	0.0%

(注) 要精密検査者については、要精密検査項目が 1 人で 2 つ以上ある場合には、該当項目にそれぞれ計上した。

##### (2) 教職員定期健康診断結果

教育庁及び県立学校等教職員（新規採用教職員を除く）

##### ア 健康診断実施状況

(人)

区分		受診者	異常なし	要注意者	要精密検査者	治療中
35 歳以上	男性	3,076	64	706	1,081	1,225
	女性	2,249	173	759	781	536
	計	5,325	237	1,465	1,862	1,761
35 歳未満	男性	602	115	242	206	39
	女性	623	219	216	146	42
	計	1,225	334	458	352	81
合計	男性	3,678	179	948	1,287	1,264
	女性	2,872	392	975	927	578
	計	6,550	571	1,923	2,214	1,842

イ 検査項目ごとの状況

(人)

検査項目	聴力		血圧		血液一般		血中脂質		肝機能		腎機能	
	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上
受診者	1,220	5,305	1,225	5,319	1,224	5,310	1,224	5,309	1,224	5,013	1,215	5,306
異常なし	1,206	4,563	1,062	3,376	973	3,963	713	2,607	985	3,285	1,060	4,319
要注意者	0	198	106	703	196	1,046	271	1,087	127	1,233	99	747
要精密検査者	14	302	35	428	45	164	184	866	105	399	56	227
治療中	0	242	22	812	10	137	56	749	7	96	0	13
要精密検査率	1.1%	5.7%	2.9%	8.0%	3.7%	3.1%	15.0%	16.3%	8.6%	8.0%	4.6%	4.3%
検査項目	血糖		尿		心電図		胃エックス線		大腸がん		眼底	
	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上	35歳未満	35歳以上
受診者	1,180	5,309	1,212	5,235	1,225	5,297	/	3,908	/	4,778	/	5,213
異常なし	1,058	2,508	1,152	4,870	1,086	4,108		3,024		4,060		4,567
要注意者	116	2,138	0	4	118	887		788		448		67
要精密検査者	6	176	60	359	21	293		92		260		530
治療中	0	487	0	2	0	9		4		10		49
要精密検査率	0.5%	3.3%	5.0%	6.9%	1.7%	5.5%		2.4%		5.4%		10.2%

(注) 要精密検査者については、要精密検査項目が1人で2つ以上ある場合には、該当項目にそれぞれ計上した。

(3) 教職員結核健康診断結果

教育庁及び県立学校等教職員（新規採用教職員を除く）

受診者	異常なし	要注意者	要精密検査者	治療中	要精密検査率
6,340人	5,994人	249人	90人	7人	1.4%

(4) 教職員ストレスチェック事業（県）

教育庁及び県立学校等教職員

（令和4年7～11月実施）

検査を受けた職員数、率 6,663人、97.8%

(5) 情報機器作業従事教職員健康診断（県）

教育庁及び県立学校等教職員のうち作業に従事したもの

受診者数 5,684人

(6) 警戒区域等で業務に従事した職員の健康診断（県）

教育庁及び県立学校等教職員のうち作業に従事したもの

受診者延べ人数 862人

(7) 学校保健特別対策事業（県）

県立学校等教職員に対し新型コロナウイルス感染症対策用のマスク等保健衛生用品の配付を行った。

配付学校数 104校

配付衛生用品

サージカルマスク	166,200枚
手指消毒液（200）	3,840ℓ
清拭用消毒液（1.5ℓ）	728本
消毒用手袋（使捨）100枚/1箱	624箱
ペーパータオル200枚/1箱	1,560箱

## 2 保健事業

### (1) 特定健康診査等（共済組合）

令和4年度中に、40～74歳となった公立学校共済組合員（任意継続組合員も含む）とその被扶養者を対象に、特定健康診査を実施した。特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い場合、その程度に応じて特定保健指導を実施した。

対象者数 A	受診者数 B	受診率	保健指導 対象者
		B/A	
16,905人	14,339人	84.8%	2,265人

### (2) 人間ドック（県・市町村・公立大学法人・共済組合・互助会）

ア 教職員人間ドック（県・市町村・公立大学法人・共済組合・互助会）

令和4年4月1日現在、満35・38・40・43・45・48・50・53・55・58歳、61歳以上の教職員を対象に、人間ドック（脳ドックを含む。）を実施した。

対象者数 A	申込者数 B	受診者数 C	申込率	受診率		検診結果			
			B/A	C/A	C/B	異常なし	要注意	要精検	治療中
6,740人	5,089人	5,007人	75.5%	74.3%	98.4%	2.1%	35.1%	34.2%	28.6%

イ 配偶者人間ドック（共済組合・互助会）

令和4年4月1日現在、満35歳以上の被扶養配偶者を対象に、人間ドックを実施した。

申込者数 A	受診者数 B	受診率	検診結果			
		B/A	異常なし	要注意	要精検	治療中
258人	233人	90.3%	3.9%	38.6%	35.2%	22.3%

ウ 定年退職予定者人間ドック（互助会）

令和4年4月1日現在、満59歳の教職員を対象に、人間ドックを実施した。

対象者数 A	申込者数 B	受診者数 C	申込率	受診率		検診結果			
			B/A	C/A	C/B	異常なし	要注意	要精検	治療中
662人	470人	462人	71.0%	69.8%	98.3%	1.3%	35.5%	23.4%	49.8%

### (3) 大腸がん検診（共済組合・互助会）

令和4年4月1日現在、満35歳以上の教職員（人間ドック及び脳ドック受診者を除く。）を対象に、検診を実施した。

対象者数 A	申込者数 B	受診者数 C	申込率	受診率		検診結果			
			B/A	C/A	C/B	異常なし	要注意	要精検	治療中
9,386人	709人	615人	7.6%	6.6%	86.7%	59.5%	32.5%	7.8%	0.2%

### (4) 乳がん・子宮がん検診（県・公立大学法人・共済組合・互助会）

令和4年4月1日現在、満20歳以上の女性教職員（人間ドック及び脳ドック受診者を除く。）を対象に、乳がん・子宮がん検診を実施した。

対象者数 A	申込者数 B	受診者数 C	申込率	受診率		検診結果			
			B/A	C/A	C/B	異常なし	要注意	要精検	治療中
8,790人	4,017人	3,809人	45.7%	43.3%	94.8%	79.8%	13.8%	5.5%	0.8%

### (5) 脳ドック（県・市町村・公立大学法人・共済組合・互助会）

令和4年4月1日現在、満40・43・45・48・50・53・55・58歳、61歳以上の教職員を対象に、脳ドックを実施した。

※申込者数及び受診者数は教職員人間ドックの内数で、検診結果は人間ドック項目を除いた項目の構成比率である。

対象者数 A	申込者数 B	受診者数 C	申込率	受診率		検診結果			
			B/A	C/A	C/B	異常なし	要注意	要精検	治療中
6,058人	852人	837人	14.1%	13.8%	98.2%	52.4%	32.9%	14.5%	0.2%

### (6) 脳検診（共済組合・互助会）

令和4年4月1日現在、満40・43・45・48・50・53・55・58歳、61歳以上の教職員を対象に、脳検診を実施した。

対象者数 A	申込者数 B	受診者数 C	申込率	受診率		検診結果			
			B/A	C/A	C/B	異常なし	要注意	要精検	治療中
6,058人	1,697人	1,639人	28.0%	27.1%	96.6%	72.2%	20.3%	7.0%	0.5%

**(7) 肺がん検診（共済組合・互助会）**

令和4年4月1日現在、満40歳以上の教職員を対象に、肺がん検診を実施した。

対象者数	申込者数	受診者数	受診率			検診結果			
			申込率	受診率		異常なし	要注意	要精検	治療中
A	B	C	B/A	C/A	C/B				
14,418人	1,361人	1,312人	9.4%	9.1%	96.4%	60.1%	32.2%	7.5%	0.2%

**(8) 胃がん検診（共済組合・互助会）**

令和4年4月1日現在、満30・33歳の教職員を対象に胃がん検診を実施した。

対象者数	申込者数	受診者数	受診率			検診結果			
			申込率	受診率		異常なし	要注意	要精検	治療中
A	B	C	B/A	C/A	C/B				
801人	148人	124人	18.5%	15.5%	83.8%	84.4%	10.7%	4.9%	0%

**3 厚生事業**

**(1) 厚生事業**

ア 管理監督者メンタルヘルス研修会（県、共済組合）  
管理監督者に対し、メンタルヘルスケアに関する基礎知識や職場環境等の改善方法を習得させるため、研修会を実施した。

日程	R4.7.1～R4.8.31	R4.11.1～R4.12.31
会場	オンデマンド	
講師	東北中央病院 主任臨床心理士 古澤 あや	
視聴回数	1,306回	947回

イ メンタルヘルスセミナー（若年層対象）（県、共済組合）  
若年層の組合員に対して、心の健康を保持増進するため、メンタルヘルスに関する基礎知識を習得するための講座をオンデマンド形式で実施した。

日程	R4.5.16～R4.8.31	
会場	オンデマンド	
講師	東北中央病院 主任臨床心理士 古澤 あや	
視聴回数	362回	

ウ メンタルヘルスセミナー（共済組合）  
組合員の心の健康を保持増進するため、メンタルヘルスに関する基礎知識を習得するための講座を実施した。

日程	R4.8.4	R4.7.16～R4.8.31
会場	飯坂保養所あづま荘	オンデマンド
講師	あさかストレスケアセンター	(株) カイテック
受講者・視聴回数	計30名	視聴回数186回

エ 在宅介護講座（共済組合）  
組合員を対象に、在宅介護に必要な知識や技術を身につけるための実技中心の介護講座を実施した。

日程	R4.7.27、R4.8.3、R4.8.5（計3回）	
会場	福島県男女共生センター	
講師	(一社) 福島県介護福祉士会	
受講者数	計53人	

オ リラックスセミナー（共済組合）  
組合員の心身の健康づくりを支援するため、アロマセラピーに関する講演やアロマ実習を行うセミナーを実施した。

日程	R4.7.26	R4.7.28	R4.8.2
会場	飯坂保養所あづま荘		
講師	(株) 一十八日		エフハート
受講者数	計48名	計45名	計46名

カ 体質改善セミナー（共済組合）  
組合員を対象に、生活習慣病の知識と予防法等に関する講話や運動指導を行うセミナーを実施した。

日程	R4.8.1～R4.8.31	
会場	オンデマンド	
委託先	RIZAP (株) 瀬戸 健	
視聴回数	導入編339回	運動編294回

キ ライフプラン講座（共済組合、互助会）  
教職員一人一人が、生涯にわたり健やかで充実したゆとりある生活を送れるよう、退職後の生活を視野に入れた生涯生活設計づくりと、その実現を支援する講座をオンデマンド形式で実施した。

日程	R4.7.25～R4.8.12	
会場	オンデマンド	
講師	(一財) 教職員生涯福祉財団	
受講者数	若年層コース41人、生活設計コース129人、退職準備コース279人	

ク 保育補助（共済組合）  
令和4年度内に出産し又は出産を予定する女性組合員及び被扶養配偶者を有する組合員に対し、保育の支援及び福祉の向上に資するため、乳幼児の保育に必要な用品を出生児1人につき1セット交付した。

区分	内容	交付件数
Aセット	電子レンジで除菌セット ベビー用つめきりはさみ ベビー用耳式体温計	46件
Bセット	ベビー食器セット（14点セット） ベビーマグセット	58件
Cセット	出産祝いカタログギフト	284件
計		388件

ケ 教職員健康相談事業（共済組合）  
 （こころとからだの健康相談）  
 健康上の不具合や心身の悩みについて相談を受けられるよう、17 医療機関に相談業務を委託し実施した。

延べ利用件数 16 件

コ 教職員相談事業（県）  
 専任の相談員を配置し、教職員の各種相談に応じた。

延べ相談件数 310 件

サ メンタルヘルスサポート事業（共済組合）  
 日常のストレスや生活習慣をインターネットでセルフチェックできる機会を提供した。

アクセス数 14,575 件

シ ふくしま教職員こころのケア事業（共済組合）  
 東日本大震災を受けて、日常のストレスやこころの悩みを専門のカウンセラーに相談できる機会を提供するため、8 カウンセリング機関に業務を委託し実施した。

カウンセリング延べ利用件数 424 件

講師派遣利用件数 4 件

グループカウンセリングコース・

ピアカウンセリングコース利用件数 1 件

ス 保養所等利用助成（共済組合）  
 組合員が福島支部指定の共済組合宿泊施設を利用した場合、利用料金の一部を助成した。

○ あづま荘利用助成

区分	助成対象	助成内容	助成件数
宿泊利用助成	組合員・被扶養者・配偶者・子・父母・祖父母が宿泊したとき	1人1泊1食まで 2,000円 1人1泊2食 3,000円等	8,399件
平日宿泊特別割引利用助成	組合員・被扶養者・配偶者・子・父母・祖父母が宿泊したとき	1人1泊2食 大人 500円 子供 300円	0件 0件
あづま荘応援宿泊特別割引利用助成	組合員・被扶養者・配偶者・子・父母・祖父母が宿泊したとき	1人1泊2食 2,000円	0件
退職者宿泊特別割引利用助成	退職予定の組合員が宿泊したとき	1人1泊2食 2,000円	0件
会議室利用助成	組合員が開催する諸会議	会議室料金の2分の1の額	35件
会食利用助成	組合員が5名以上で、かつ1人5,000円以上の会食を行ったとき	1人 1,000円	30件
法要利用助成	組合員及び直系親族が法要を行うとき	利用額の30% (上限70,000円)	1件

○ 他支部保養所等利用助成  
 県内1、県外8の指定宿泊施設利用に対し、1人1泊1,500円、計657件の助成を行った。

セ 指定旅館等利用助成（互助会）  
 会員の保養及び健康の保持増進を図るため、県内（24施設）、県外（7施設）の宿泊施設等を指定し、会員が利用したとき、利用料金の一部を助成した。

区分	助成件数	金額
宿泊利用助成	8,489件	23,947千円
会食利用助成	34件	34千円
アクアマリン利用助成	431件	371千円
計	8,954件	24,352千円

ソ 弔慰供花（共済組合）  
 在職中に亡くなった組合員の霊前に供花を行い、哀悼の意を表した。

供花件数 12件

タ 法律相談（共済組合）  
 組合員が抱える民事問題を早期解決に導くため法律相談を実施した。

相談件数 8件

チ 災害対策事業（共済組合）  
 災害救助法が適用された地域内で被災（地域外で同一の事由での被災を含む。）し、短期給付の災害見舞金の給付該当会員に見舞金を支給した。

給付件数 30件

ツ リフレッシュ助成（互助会）  
 勤続10年及び20年の節目に心身のリフレッシュを図るための助成（旅行券又は宿泊施設利用券）を実施した。

実施件数 588件

テ 永年勤続リフレッシュ助成（互助会）  
 永年勤続表彰会員及び20年以上30年未満勤続し退職した会員等に対し、助成品（旅行券、宿泊施設利用券、図書券又は現金）を交付した。

永年勤続表彰会員 600名  
 20年以上30年未満勤続し退職した会員 12名  
 勤続30年以上で表彰を受けずに退職した会員 3名

ト 国内外旅行助成（互助会）  
 福島空港を利用して旅行した会員に対し、旅行代金の一部を助成した。

区分	助成件数	金額
国内旅行	87件	435千円
海外旅行	1件	10千円
計	88件	445千円

ナ 会員交流促進事業（互助会）  
 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止。

## (2) 公益事業

### ア ヘキ地等教育事業助成（互助会）

県人事委員会指定の特地以上のへき地学校及び特別支援学校に在学する児童生徒の健全育成を図るため、これらの学校に図書を贈呈した。

対象校 79校  
児童生徒数 4,965人

### イ 互助会文庫（互助会）

県民の教育文化の向上に寄与するため、県立図書館に図書を寄贈し、広く県民の利用に供した。

一般・児童生徒用 1,124冊（累計 67,864冊）

## 第3節 貸付事業

### 1 共済組合

令和4年度における共済組合貸付事業は、住宅貸付けをはじめ、一般、教育、医療、結婚、特例住宅災害の6種類の新規貸付けを行った。

#### (1) 貸付けの状況

種類別貸付けの状況は次のとおりである。

（単位：件、千円）

種別	件数	金額	金額割合%
一般貸付け	95	114,599	35.7
特別貸付け	0	0	0.0
住宅貸付け	20	117,418	36.6
教育貸付け	64	82,814	25.8
災害貸付け	0	0	0.0
医療貸付け	1	600	0.2
結婚貸付け	1	2,000	0.6
特例住宅災害貸付け	1	3,400	1.1
計	182	320,831	100.0

## 第4節 宿泊・保養施設

公立学校共済組合では、組合員の福利厚生施設として、飯坂保養所「あづま荘」を運営しているが、令和4年度の利用状況は、次のとおりである。

種別	施設	あづま荘
利用人員	宿泊	12,463人
	会議	743人
	宴会	150人
	婚礼	0人
	休憩	0人
	計	13,356人
利用率	宿泊	37.0%
	宿泊外	0.7%

※利用率

$$\cdot \text{宿泊} = \frac{\text{利用人数（宿泊）}}{\text{宿泊延定員（宿泊定員} \times \text{営業日数）}} \times 100$$

$$\cdot \text{宿泊外} = \frac{\text{利用人数（会議・宴会・婚礼）}}{\text{宿泊外延定員（宿泊外定員} \times \text{営業日数）}} \times 100$$

## 第5節 児童手当（特例給付を含む）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする「児童手当法」に基づき、年3回、定期支給を行った。

（単位：人、千円）

	支給対象者数 (R5.2月期)	支給対象児童数 (R5.2月期)	支給額 (年間)
本庁・教育機関等	118	172	24,740
小学校	950	1,706	211,150
中学校	752	1,075	164,930
高等学校	840	1,169	186,530
特別支援学校	334	614	80,000
計	2,994	4,736	667,350

## 第6節 財産形成貯蓄制度

教職員の計画的な財産形成を促進するために財産形成貯蓄を導入し、昭和62年3月から控除預入を開始したが、令和4年度における契約状況は次のとおりである。

財産形成貯蓄契約状況（契約者数 6,920人）

◎貯蓄種類別契約件数（令和5年3月31日現在）

	期日指定	金銭	公社債	積立	計
	定期預金	信託	投資信託	保険	
一般貯蓄	6,149	34	80	395	6,658
年金貯蓄	1,236	10	27	184	1,457
住宅貯蓄	281	4	7	28	320
計	7,666	48	114	607	8,435

## 【福利給付事業】

### 第7節 概要

教職員の福利給付事業については、県教育委員会、公立学校共済組合、一般財団法人福島県教職員互助会において、組合員（会員）に対する各種の給付事業を実施した。

一方、長期給付事業については、教職員等への退職手当、厚生（共済）年金及び恩給の支給を行った。

なお、令和3年度の年金額は令和2年度から0.1%マイナスで改定された。

## 第8節 短期給付

### 1 共済組合

令和4年度末現在における組合員数は、現職組合員 21,704 人（前年同期比 891 人増）、任意継続組合員 459 人（同 87 人増）の計 22,163 人（同 978 人増）である。

また、被扶養者数は、15,160 人（同 295 人減）、組合員 1 人当たりの被扶養者数は、0.68 人となっている。

令和4年度の共済組合短期給付の給付総額は、5,633,962 千円で、前年度対比 146,867 千円の増加となった。

総額に占める割合は、法定給付 97.69%、附加給付 2.31%となっており、給付の内訳は次のとおりである。

#### 共済組合短期給付内訳表

法定給付				附加給付				
種別	件数(件)	給付額(千円)	種別	件数(件)	給付額(千円)	種別	件数(件)	給付額(千円)
医療給付	本人医療費	198,777	2,215,211	医療給付 その他の給付	家族療養費	807	25,242	
	家族医療費	125,043	1,351,426		家族訪問看護療養費	17	76	
	高額療養費	2,933	334,592		出産費	305	15,250	
	薬剤	146,907	931,663		家族出産費	82	4,100	
	移送費	0	0		埋葬料	15	375	
	小計	473,660	4,832,892		家族埋葬料	10	250	
その他の給付	出産費	357	137,337		直営保健給付家族療養費	0	0	
	家族出産費	85	35,362		傷病手当金	26	5,966	
	埋葬料	18	860		災害見舞金	0	0	
	家族埋葬料	10	500		結婚手当金	0	0	
	傷病手当金	298	59,900		入院附加金	0	0	
	出産手当金	3	458					
	休業手当金	0	0					
	育児休業手当金	2,290	416,368					
	介護休業手当金	53	7,475					
	弔慰金	0	0					
	家族弔慰金	0	0					
	災害見舞金	30	12,935					
	小計	3,144	671,195					
① 法定給付 計	476,804	5,504,087	② 附加給付 計	1,262	51,259			
			③ 一部負担金払戻金	2,878	78,616			
			短期給付合計 (①+②+③)	480,944	5,633,962			

### 2 互助会

令和4年度末現在の互助会の会員数は、18,321 人（前年同期比 279 人増）となっている。

互助会給付規程に基づいた短期給付金及び厚生給付金事業の内訳については、次のとおりである。

#### (1) 短期給付金

種別	件数(件)	給付額(千円)
医療補助金 (被扶養者)	11,560	46,609
死亡弔慰金 (会員)	12	600
	(被扶養者)	7
災害見舞金	28	1,360
出産見舞金 (会員)	226	11,300
	(被扶養者)	60
計	11,893	61,939

#### (2) 厚生給付金

種別	件数(件)	給付額(千円)
医療給付金	46,128	169,120
死亡給付金	504	17,250
出産給付金	116	3,510
結婚祝金	310	15,500
入学祝金	505	15,150
入院療養見舞金	3,515	29,349
障害見舞金	93	4,650
育児休業給付金	2,234	33,851
介護休暇給付金	14	2,362
計	53,419	290,742

## 第9節 長期給付

令和4年度の教職員等に対する退職給付の執行状況は、次のとおりである。

### 1 恩給

#### (1) 恩給の受給者数及び支給の状況

ア 支給人員及び支給額

普通恩給等の支給人員及び支給額は、次のとおりである。

令和4年度末現在の受給者数は28人（前年度比1人減）、令和4年度における支給総額は36,839千円（同966千円減）となっており、受給者の高齢化に伴い、いずれも減少傾向にある。

学校種別	普通恩給		扶助料		退隠料		遺族扶助料		計	
	人員 (人)	支給額 (千円)	人員 (人)	支給額 (千円)	人員 (人)	支給額 (千円)	人員 (人)	支給額 (千円)	人員 (人)	支給額 (千円)
小学校	0	0	19	24,627	0	0	0	0	19	24,627
中学校	0	0	7	10,704	1	1,395	0	0	8	12,099
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	1	113	1	113
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育庁・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	26	35,331	1	1,395	1	113	28	36,839

イ 裁定及び失権

裁定を受けた者及び死亡等により受給権を失った者は、次のとおりである。（単位：人）

恩給種別	裁 定	失 権	左のうち 完全失権
普通恩給	0	0	0
扶助料	0	1	1
退隠料	0	0	0
遺族扶助料	0	0	0
計	0	1	1

#### (2) 恩給の改定について

恩給は、国民年金改定率（国民年金法第27条で規定する改定率）を基準に毎年度改定し、当該年度の4月以降に適用される。

直近の改定としては、平成21年度に0.9%の引き上げがされているが、平成22年度以降は実施していない。

なお、被用者年金一元化法により、平成28年4月分以後の支払額について端数処理の方法が変更された。

### 2 退職手当

#### (1) 退職手当の支給人員及び支給額

退職手当の支給人員及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	人員（人）	支給額（千円）
教育庁・その他	13	144,556
小学校	470	6,772,254
中学校	331	5,275,897
高等学校	210	3,238,067
特別支援学校	76	933,726
計	1,100	16,364,500

#### (2) 失業者の退職手当

退職手当のうち「失業者の退職手当」の支給人員及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	人員（人）	支給額（千円）
教育庁・その他	0	0
小学校	8	2,105
中学校	10	2,650
高等学校	3	642
特別支援学校	3	1,203
計	24	6,600



### 3 年金

#### (1) 進達件数

老齢厚生（退職共済）年金等の本部への進達件数は、次のとおりである。

（単位：件）

進達 区分	旧共済法による年金		新共済法・一元化法による年金					計
	退職年金	障害年金	老齢厚生 (退職共済) 年金	老齢厚生 (退職共済) 年金(特別)	老齢厚生 (退職共済) 年金(繰上)	障害厚生 (共済) 年金	遺族厚生 (共済) 年金	
決定請求	0	0	105	105	7	14	11	242
改定請求	0	0	69	110	0	0	0	179

#### (2) 支給人員及び支給額

老齢厚生（退職共済）年金等の令和4年度末現在における支給人員は30,894人で、令和4年度における支給額は、34,670,519千円である。前年度に比較して、人員で1,228人、支給額で1,248,523千円の増加となっている。

平成27年10月の被用者年金一元化以降は、新たに厚生年金、職域加算額の年金及び年金払い退職給付の年金が決定されることになったが、一人の者に厚生年金と職域加算額の年金など複数の年金受給権が発生することになるため、年金種別ごとの受給者数が増加している。

年金種別		受給者数 (人)	平均年金額 (円)	支給額 (円)
厚生年金	老齢厚生年金	4,414	1,260,565	5,564,133,910
	老齢厚生年金(特別)	1,066	1,157,354	1,233,739,364
	障害厚生年金	84	1,016,993	85,427,412
	遺族厚生年金	664	1,200,568	797,177,152
	小計	6,228	—	7,680,477,838
年金払給付	終身退職年金	1,545	5,015	7,748,175
	有期退職年金	1,386	8,514	11,800,404
	公務障害年金	0	0	0
	公務遺族年金	0	0	0
	小計	2,931	—	19,548,579
新共済年金・職域加算	退職共済年金(既裁定)	8,532	1,731,295	14,771,408,940
	退職共済年金(職域加算額)	4,345	230,391	1,001,048,895
	退職共済年金(特別・職域加算額)	1,037	208,858	216,585,746
	退職共済年金(追加費用)	0	0	0
	障害共済年金(既裁定)	264	1,120,400	295,785,600
	障害共済年金(職域加算額)	53	174,583	9,252,899
	遺族共済年金(既裁定)	3,098	1,656,389	5,131,493,122
	遺族共済年金(職域加算額)	1,787	145,063	259,227,581
	遺族共済年金(追加費用)	1,129	1,670,443	1,885,930,147
小計	20,245	—	23,570,732,930	
旧共済年金	退職年金	1,073	2,595,020	2,784,456,460
	減額退職年金	107	2,026,001	216,782,107
	通算退職年金	5	622,108	3,110,540
	障害年金	29	2,030,830	58,894,070
	遺族年金	276	1,219,261	336,516,036
	通算遺族年金	0	0	0
	小計	1,490	—	3,399,759,213
合計	30,894	—	34,670,518,560	

- ※ 支給額は平均年金額に受給者数を乗じた額である。
- ※ 受給者数について、1人の者に厚生年金及び職域加算額が裁定された場合はそれぞれ1件の年金受給権が発生するものとして合計している。
- ※ 既裁定とは一元化前に裁定された共済年金であり、職域加算とは一元化後に裁定された厚生年金等の旧職域部分の年金である。
- ※ 追加費用とは一元化後に受給権が発生した共済年金であり、厚生年金保険法が適用される。

### (3) 年金額の改定

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められている。

令和4年度年金額については、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（▲0.4%）に従い改定された。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされており、令和4年度の年金額改定では、マクロ経済スライドによる調整は行われなかった。

なお、マクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越された。